

第1回荒瀬ダム撤去地域対策協議会会議録

平成22年6月29日(火)

10:00~12:05

八代市坂本支所2階会議室

事務局)それでは、定刻となりましたので、ただ今より「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」の第1回会議を開催致します。開会に当たり、座長を務めます村田熊本県副知事よりご挨拶を申し上げます。

村田座長)皆様おはようございます。ご紹介を頂きました副知事の村田でございます。今回荒瀬ダム撤去の地域対策協議会の座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。今、雨足もおさまりませんけれども、大変足下の悪い中、ご参集頂きまして恐縮でございます。午前中に予定しておりましたので、大丈夫かなと思っておりましたが。午前中の予定を終わらせて、それぞれまた、雨の状況によっては、それぞれの持ち場に戻りたいと思っております。まず、皆様方には、それぞれ委員、顧問をお引き受けいただき、ありがとうございます。顧問の県議会議員、市議会議員の先生方も皆さん御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

御承知のように、荒瀬ダムにつきましては、知事のダム撤去方針を受け、3月31日をもってダムゲートを開放いたしております。それによりまして、藤本発電所の55年余りの発電の歴史に幕を下ろしたという形に至っております。

現在、平成24年度のダム本体撤去工事着手に向けまして、作業を進めているところでございますが、4月には、「荒瀬ダム撤去技術研究委員会」を立ち上げております。そこでは、撤去工法や環境モニタリングなどについての確認・検証作業を進めており、今後、ダム撤去計画の策定、河川管理者との協議などを進めて参りたいと考えております。

また、一番問題であります撤去費用の確保については、既に報道等でご承知かと思っておりますけど、いわゆる国の補助金の仕組みが変わりまして、社会資本整備総合交付金という仕組みに変わっております。平成22年度も国に対して、請求を致したわけですが、一部のごくわずかの交付金しか認められておりません。現在の状況としては、大幅な資金不足の状況は変わっておりません。現在の試算では、撤去費用が約30億円不足すると見込んでおります。その不足する状態を何とか打開しようということで、今後、国に対して強く働きかけをしていきたいと思っております、是非とも八代市、地元の皆様方のご協力をお願いしながら、今後に繋げていきたいというふうに気持ちを新たにしております。

こういった中で、今日、県・八代市・地元・関係団体が一体となり、荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題について整理し、その解決に向けて取り組んでいこうということで、この「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」を設置することになりました。今日が第1回目の会合でございます。

また、県庁内には「荒瀬ダム撤去に係る関係課長会議」を設置しております。地域の課題解決に向け、連携を深めていきたいと考えております。

ダム撤去につきましては、最大の課題であります撤去費用の確保という大きなハードルが残っておりますけれども、この場では、撤去に伴う地域の課題につきまして、関係者がお互いに意見を出し合いながら、課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、冒頭の県からご挨拶とさせていただきます。

私が座長ということで、この後の司会を務めさせていただきますので、議事の進行についてもよろしくお願い申し上げます。

事務局)続きまして、事務局から本日の会議の進め方等について説明をさせていただきます。まず資料の確認をさせていただきます。お手元に資料を配付しておりますが、まず本日の会議次第でございます。それから会議資料につきまして右肩に会議資料のナンバーを打っております。会議資料1:「荒瀬ダム撤去地域対策協議会設置要綱」。裏面に協議会の名簿を付けております。会議資料2:「荒瀬ダム撤去地域対策協議会の基本的な枠組み」。会議資料3:「協議会の公開について」。会議資料4:「荒瀬ダム撤去地域対策協議会傍聴方針(案)」。会議資料5:「荒瀬ダム撤去の取り組み状況」。会議資料6:「荒瀬ダム撤去に関する諸対策について(要望書)」でございます。会議資料7:「地域課題への取り組み状況」。これに加えまして、「荒瀬ダム撤去技術研究委員会における検討状況」。後ほど説明いたします資料をつけております。またお手元に座席表をお配りしております。不足がございましたら、お申し出ください。

それでは次に荒瀬ダム撤去地域対策協議会の全体的な枠組みについて説明させていただきます。会議資料の2「荒瀬ダム撤去地域対策協議会の基本的な枠組み」をご覧ください。荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題を整理するとともに、その解決に向けて取り組むため、荒瀬ダム撤去地域対策協議会を設置するものであります。開催は平成22年度から23年度を予定しております。次に協議会の構成でございますが、イメージ図をご覧ください。本日、開催させていただいておりますこの協議会は、熊本県、八代市、関係団体、住民代表、県議会、市議会の関係者で構成をし、年に2~3回の開催を予定しております。また、個別の検討項目につきましては、「部会」により県・市の関係部局等を含めて検討し、協議結果を協議会に報告することにより検討を進めて参りたいと考えております。事務局については、県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室に置き、八代市と県企業局で協力して事務を行うこととしております。本日の協議会の設置要綱につきましては、会議資料の1をご確認頂きたいと思っております。

それから本日の会議の進め方について、ご説明いたします。会議次第をご覧ください。開会に続きまして、議事として4つを予定しております。(1)会議運営方針について。(2)荒瀬ダム撤去の取り組み状況について。(3)荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題について。(4)今後の検討について。以上4つを予定しております、12時までには終了をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。なお、本日の出席者につきましては、予定しております委員・顧問全員の御出席を頂いておりますが、八代漁協、鏡町漁協につきましては代理出席ということでご連絡をいただいております。座席につきましては、お手元の座席表でご確認をいただきたいと思います。それでは、さっそく議事に入りたいと思っておりますので、村田座長よろしくお願いいたします。

村田座長)それでは、さっそく入らせていただきます。まず、議事の(1)会議の運営方針についてでございます。会議資料の3をご覧くださいませでしょうか。これは、県のいわゆる審議会等における公開につきましての考え方でございます。簡単に言いますと原則公開ですが、個人情報や法人情報、その他、今後の運営に支障がでるような場合は、例外的に非公開にするということでございます。非公開にできる場合は、裏面に詳しく載せてあります。考え方としましては、この協議会は公開としたいとご提案申し上げたいと思います。ただ、個人情報を取り扱う場合等、会議を非公開とする必要が生じた場合は、その都度会議にお諮りをするというご提案をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の返事あり。)

それではご賛同いただきましたので、基本的には、公開ということで、非公開については、その都度ご相談申し上げながらやっていきたいと思っております。それでは、公開ということが決まりましたので、傍聴要領を決めなければなりません。資料の4をご覧くださいませと思います。荒瀬ダム撤去地域対策協議会傍聴要領(案)というものがございませ。これは傍聴の手続き、今日さっそくこの手続きに乗っ取って動いているわけですが、留意事項、会議の時間の態度であるとか、プラカード等々の禁止、飲食の云々等、一般的に県の審議会等で定められているものでございませ。よろしいでしょうか。

(「はい」の返事あり。)

ありがとうございます。それでは傍聴要領につきましては、案のとおり決定をさせていただきたいと思っております。次に荒瀬ダム撤去の取り組みの状況につきまして、これまでの動き、現在の考え方等々、事務局の方から説明をお願いします。

事務局)荒瀬ダム撤去の取り組み状況につきまして、ご報告をいたします。会議資料5をお願いしたいと思います。まず、荒瀬ダム撤去技術研究委員会についてでございます。4月30日に第1回会議を開催いたしまして、事業の目的、目標や環境モニタリング等について御意見をいただいたところでございませ。6月18日には第2回委員会を開催いたしまして、堆砂形状や泥土分布状況などの土砂管理の重要性、ダム撤去の指標の明確化等について御意見をいただきました。今後、7月23日には第3回委員会を開催する予定でございませ。その後、荒瀬ダム撤去計画(県案)を策定いたしまして、河川管理者との協議を進めながら、環境モニタリングや堆砂、泥土の除去等を行って参りたいと思っております。

次にダム撤去に伴う地域課題への対応についてでございます。荒瀬ダム撤去地域対策協議会を設置いたしまして、本日、第1回協議会をお願いしているところでございませ。なお、協議会に先立ちまして、6月25日に庁内の関係課長会議を開催したところでございませ。

(2)の井戸涸れ関係でございます。ゲート開放後、井戸涸れが懸念される2地区におきまして、応急的に給水を行っております。同時に恒久対策につきましても、八代市とともに地元の皆様のご意見を伺いながら、具体的な検討を進めております。6月17日、24日と対象井戸の調査を実施いたしまして、今後は、八代市と具体的な手法につきまして協議をし、早急に対策を実施した

いと考えております。

(3)の利水の関係でございます。従来、藤本発電所が運用していた責任放流につきましては、瀬戸石発電所に対応するとされており、渇水時対応等につきましても、電源開発株式会社と関係の土地改良区の間で引き続き協議が行われております。6月22日には、遥拝堰下流渇水調整連絡会で、電源開発株式会社が名称を変更致しました球磨川下流渇水調整連絡会への参加を回答しておられます。次に社会資本整備総合交付金の活用等についてでございますが、4月上旬に社会資本総合整備計画書を提出し、4月23日に平成22年度新規事業採択分といたしまして、1,100万円の内示を受け、そのうち902万円を荒瀬ダム関連事業に活用することとしているところでございます。今月11日に国と県による第1回目の検討会議が開催されておりますが、この会議などを通じまして、交付金の別枠確保と国の財政支援を求めて参りたいと考えているところでございます。また、19日には、県選出の国会議員の皆様、国への財政支援の要望について御説明をさせていただいております。

次に撤去に伴う資金不足の状況についてでございます。今回の試算では、平成21年度電気事業会計決算の速報値を基に試算を行いました。試算を行う前提としましては、まず総事業費をPT試算の約92億円としております。総事業費には、地域対策費等にかかる費用を含んでおりません。藤本発電所は、平成21年度末で発電を終了しております。ダム本体撤去は、平成24年度から実施することとなり、それまでの間22年度及び23年度の2年間の荒瀬ダム維持管理費として約6億円を見込んでいるところでございます。これは売電収入で回収できない費用として負担が増加するものであります。また、社会資本整備総合交付金は、今後の金額が不明であるため、平成22年度分のみを計上しているところであります。以上の前提を踏まえまして、PT試算と平成21年度決算後の試算を比較しております。①の今後の支出額ですが、71億円から73億円と2億円増加しております。内訳としましては、総事業費は92億円と変わりませんが、PT試算時から、1年以上経過し、この間、堆砂・泥土の除去等に約4億円を執行したことによります支出済み額が21億円から25億円と増加をしております。その分残事業は、約67億円に減少しているところでございます。一方で荒瀬ダム撤去開始の平成24年度までの2年間の維持管理が必要となりますが、発電していないため、売電収入で回収できない費用約6億円が今後の支出額に加わり、73億円となっております。次に②の撤去に投入可能な額ですが、42億円のままで変更はございません。内訳の年度末に撤去に投入可能な内部留保資金、それから計上利益7発電所分とも変わっておりません。その結果、③の資金不足額は、約28億円から30億円へと、2億円の増加となっております。以上、現時点における状況を説明致しましたが、今後撤去事業費、地域対策費、平成24年度以降の荒瀬ダム撤去開始後の維持管理費等が増減することも予想され、また、今後の国の支援の程度によりまして、資金不足について変動が見込まれるところでございます。以上でございます。

事務局)続きまして、ダム撤去時の環境対策及び安全対策など、ダムの撤去工法に関するご要望を頂いております。この点に関しまして、先ほど説明いただいたとおり、荒瀬ダム撤去技術研究委員会で日本を代表する専門家の方々に参加いただき、検証しておりますので、撤去工法などの検討状況についてパワーポイントで説明させていただきます。

まず、委員会の開催状況についてご説明させていただきます。平成15年7月より荒瀬ダム対策検討委員会、ダム撤去工法専門部会、および、今年度新たに開催しております荒瀬ダム撤去技

術研究委員会についてご説明いたします。今回9回開催されました荒瀬ダム対策検討委員会はダム撤去工法専門部会の報告を受け、ダム管理対策や環境対策、ダムの撤去工法について専門的視点から県としての取り組みの方向性を示していただきました。また、全12回開催しましたダム撤去工法専門部会はダム撤去に際しての課題の整理、治水や河川環境に配慮した経済的、かつ効率的なダム撤去工法の選定、撤去工法についてとりまとめ、検討内容を荒瀬ダム対策検討委員会に報告いたしました。

今回新たに開催しております荒瀬ダム撤去技術研究委員会は、これまでの委員会の検討結果の確認、検証を主な目的に全3回の開催をしております。これらの委員会におきまして、土砂処理方針、ダム撤去工法、環境保全措置およびモニタリングなどを検討しております。委員会でご審議いただいております内容を項目ごとにご説明します。

まず、泥土と砂・礫の処理計画でございます。泥土の処理につきましては、平成18年3月のダム撤去方針で撤去した際にダム内に堆積した泥土が洪水時に短時間に大量に流出、堆積すれば、下流河川の河床状況の変化が懸念されること、また、下流ではアユの産卵場も確認されていることから、泥土はダム撤去までに全量除去することとしております。その方針に基づいて除去方法を詳細に検討してきたところでございます。泥土の処理計画といたしましては、非出水期に陸上掘削を行うことを基本とし、段階的にダム撤去開始までに除去する計画としております。また、今後新たに泥土が確認された場合には、ダム撤去工事中に速やかに除去していきます。濁水対策としましては、非出水期に陸上から施工すること、掘削範囲をプール状にすることなどによる対策を講じてまいります。ご覧の図は泥土の分布状況で、青色の部分になります。上が球磨川本川の佐瀬野地区、下が左支川の百済木川における泥土の分布状況です。堆積量としては約15万7千 m^3 でございます。

次に砂・礫の処理方針についてご説明します。自然流下を基本としまして、ダム撤去の下流への影響を軽減させるため、佐瀬野地区の概ね10万 m^3 の砂・礫を撤去いたします。除去する砂・礫は球磨川流域および八代海域に還元するとともに公共事業への有効活用を図っていくこととしております。詳細検討を行った結果、砂・礫の処理計画といたしましては、ダム撤去までに5万 m^3 、それから工事中に5万 m^3 除去することとしております。

次に撤去範囲についてご説明いたします。荒瀬ダムはグレーで示します部分までコンクリートが打設してあります。青い線が建設当時の河床を表わしており、この河床のラインを基本として、赤線で示す部分までを撤去範囲として計画しております。なお、この範囲につきましては、今後河川管理者と協議を行いながら最終的に決定していくこととしております。

次に撤去期間についてご説明いたします。毎年河川工事の実施期間につきましては河川環境に配慮し、11月初旬から3月中旬までの4.5カ月間を基本としております。ただし、直接水に触れる工事につきましては、11月中旬から2月末までの3.5カ月間の施工を基本として考えております。これらのことを踏まえまして検討しました結果、撤去の期間が6段階、6年程度となっております。

これらの段階の工程を順を追ってご説明いたします。ご覧の図は撤去前の荒瀬ダムでございます。上がダムを上から見下ろした平面図、下がダムを下流方向から見た断面図でございます。図の右側が国道、左側が県道となっております。まず、第1段階、1年目の施工予定の箇所でございます。8門あるゲートをまず撤去いたします。そして、幅5m、高さ4mの水位低下設備を2門施工し水位を下げます。黄色で着色している箇所が撤去範囲となります。第2段階でございます。

右岸部の橋脚を撤去します。第3段階でございます。右岸部のダム本体越流部をスリット状に撤去いたします。第4段階でございます。右岸部の残りの部分を撤去いたします。第5段階でございます。左岸部の橋脚部を撤去いたします。第6段階、最終の工程でございます。左岸の残存部分を撤去いたします。ごらんの図は撤去完了後を表しております。現時点では、平成29年度末、平成30年3月の撤去完了予定としております。ただし、洪水の影響などにより時期はずれ込む可能性もございます。

続きまして、環境保全措置および環境モニタリングについてご説明いたします。環境保全措置、環境モニタリング調査の実施メニューは表のとおりとなっております。まず、環境保全措置ですが、工事に伴う建設発生土やコンクリート塊については、発生量を抑制し、発生したものについては、最大限再利用を検討し、処分量を最小限に抑えることとしております。更に影響を低減するための措置につきましては、表にある粉じん、騒音、振動、水の濁りの各項目について影響低減のための方針に基づき低減措置を実施していきます。次に環境モニタリング調査につきましては、基本的な考え方といたしまして、ダム撤去工事期間中および撤去完了後数年において、ダム上流につきましてはダム撤去による影響を確認すること、またダム下流につきましてはダム撤去による影響を把握し必要に応じて対策を検討することとしております。これは流量、水質に関するモニタリング調査計画の地点になりますが、環境モニタリングを実施する区域につきましては、荒瀬ダム撤去に伴う変化が特に流水区間と考えられるため、下流遥拝堰から上流瀬戸石ダム堤体までとしており、下流における他機関の調査結果に異常が見られた場合には更に下流まで調査していくことも検討しております。次に様々な要素が関与している生態系についてでございますが、ダム撤去に係る河川環境の変化をモニタリングするうえで特に重要と考えておりまして、各調査項目について総合的にとりまとめることとしております。生態系のモニタリングについては、とりまとめた結果に基づいて横断的、平面的に把握することとしております。これは、生態系モニタリングの横断的なイメージ図になります。ダム撤去後の水位低下後の河道の横断形状や植生の回復状況についてモニタリングを行っていく予定としております。これは平面的なイメージ図になります。瀬や淵といった河川形態の色分けや河床材料の状況の区分を行い、アユの産卵場や水域、水辺に生息する動植物の確認地点を重ね合わせ生態系について総合的に評価していく予定としております。今後の取り組みといたしましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、今回荒瀬ダム撤去技術研究委員会で抽出された課題を整理して、県案であります撤去計画を策定し、それを基本に河川管理者や関係機関と協議、調整、手続きなどを行って参ります。それらを終えた平成24年度から撤去に着手するという計画で進めております。今回の取り組みは国内初のダム完全撤去ということで、想定外の事象が生じることは十分考えられます。そのため、今まで申しましたとおり治水および環境の観点からモニタリングを実施し、河川状況や周辺状況の把握に努めるものとしております。それから、その際に何らかの対応が必要な場合には関係機関と協議、調整のうえ迅速に対応していくこととしております。

最後に、先ほど申しました堆砂除去工事、これにつきましては、既に一部実施しておりますので、その実施状況についてご報告いたします。平成19年におきまして約87万 m^3 の土砂の堆積、うち9万6千 m^3 が泥土となっておりますが、昨年度までの除去工事の実施状況といたしましては、砂・礫を約2万2千 m^3 を除去いたしまして、ダム撤去開始前までにあと2万8千 m^3 を取りまして、ダム撤去工事期間中に露呈しております5万 m^3 を除去するというふうにしております。泥土につきましては、既に7万 m^3 を除去しております、現在確認しております残りの約2万3千 m^3 に

についてはダム撤去までに全量を除去する予定としております。ご覧の図は泥土および砂礫の除去工事の実施箇所を示しております。下流への土砂流出の影響を予防するため、佐瀬野地区および百済木川の土砂の除去のほか、百済木から上流地区の土砂の掘削もあわせて実施している状況でございます。これは荒瀬ダムから百済木川にかけての泥土除去工事の実施箇所でございます。以上で荒瀬ダム撤去技術研究委員会での検討内容および現在の砂礫および泥土の除去状況につきましてのご説明を終わらせていただきます。

村田座長)ありがとうございました。今、説明がありましたように、撤去の技術につきましては撤去技術の委員会ができておまして、今それが進んでいるという説明がございました。それから資金不足につきましては国との検討会が既に立ち上がっておりますので、その場を中心に検討を進めていきたいということになろうかと思えます。それで、この後地域の課題について進捗状況を説明した後に皆さん方のご意見をいただこうと思っておりますが、今までの説明の中で特に何かご質問、これは聞いてみたいということがございましたら承りたいと思えます。

坂田委員)議論に入る前の前提のことで、確認したいと思えますが、この協議会の開催時期を22年から23年度ということであります。設置要項を見ますと、平成24年3月31日までとなっております。ただ今の説明を聞いてみますと、撤去が24年から6年程度かかる。想定外の事象も想定されるということでありまして、こういう場が2年間で計画してあるのはいいんですけど、その後いろいろな問題が出てくるとするならば、2年間で終わってしまったら、その後のいろんなことは、その検証もできない。撤去が始まるといろいろ出てくると思えます。その時どこで協議すればいいのか。この設置要項で、開催のなかでも必要に応じて設けるだとか、そういう一項目を設けていただきたい。ある程度の事柄が済んでいくまではこれを設置していただきたい、それが必要ではないかなと思えますので、まず議論に入る前にそれを踏まえておかないとどうなのかなと思えます。そこはいかがなものでしょうか。

村田座長)事務局どうぞ。

事務局)ありがとうございます。委員がおっしゃられた意味は理解しております。ただ、事務方としては、この後説明をしたいと思っております。地域の課題等について、一応2年間というかたちで整理をしたいということで、23年度までということで期間を区切ったところでございます。

坂田委員)2年間で全て解決できるのですか。まだ工事にも着手できないその後のことでしょうか。こういうかたちでなくてもいいから、いずれかのかたちでもいいからその後の問題を協議するという場をぜひ設ける必要があるのではないのでしょうか。

村田座長)私も県の中にいる人間ですから、向こうに味方するわけではないのですが、撤去開始までに何とか事柄を、道筋をつけようというのが2年間となっているのでございます。決してその後の事の問題を封じ込めようとか、そういうことではございませんので、一応今の坂田委員のご発言を今日の確認にさせていただきませんか。来年とか再来年とか、その経過に応じてこの協議会の今後のあり方について、改めてお諮りしたいと思えます。

基本的に続けてそういう検討が必要な場面はここでご相談をしたいと思いますので、一応この場で確認をしたいということによろしいでしょうか。決して事務局も2年でスパッと終わらせるという気持ちでは無いと思います。

山本委員)委員の山本でございます。今執行部から説明を聞いた中で協議会というのは撤去技術研究委員会と地域対策協議会があるわけですが、大体2年くらいで収まるというのは普通の組織ではないと思います。最後まで継続をするという形の中で協議会は進めていかなければいけないと思います。いろんな協議会がありますね、議会でも自治体でも行政でも、そういう中でこの要綱を見たなかで、坂田委員が言われました、私も同感でございますけれど座長、これは是非とも任期が2年という状況の中で、委員についても必要が生じた場合と書いてありますが、任期についても6条の4くらいに、必要に応じてこの対策協議会を延長できるとか、そういう規定を入れて頂ければ大変助かると思います。座長よろしくお諮り頂ければ幸せです。

村田座長)事務局は意見ありますか、いいですか。今委員長さんからご発言ございましたけれども、そういう方向でいきたいと思いますがいいですか。

川口委員)今日は第1回目ということで、2年後どうするかということについては、この協議会の検討状況を踏まえてまたその時点で、皆様方とも協議をしてはどうかと思います。

村田座長)だからそれをどう表現するかなんですけれども、いわゆる今の項目を書き込みましょう。2年後に再度お諮りする、と。

川口委員)今日の議事会の議事録として、確認事項として残すということではいかがでしょうか。

村田座長)今ご発言のお二方いかがでしょうか。

山本委員)会議録で残すというよりですね、残すならばしっかりとした議論の1回目のときにしっかりと検討するということが一番大事じゃないですか。担当部いかがでしょうか。後は座長がまとめていただければ。川口委員の言われることはわかります。だけど今まで、いろんな問題がありました。私たちがオブザーバーで前の坂田市長と出たのですが、そのときには地域対策なんて考えておりませんと座長の言葉をいただいた経緯があります。

そういうことを思えばですね、第1回で、しっかりとした設置要綱という中で議論を進めていただければと思います。

村田座長)何か意見ありますか。

事務局)委員のおっしゃられる任期等につきましても、こういった形で成立するのかというのもありますし、あるいは追加する項目ですとか、あるいはこういった規定を変えないといけないとか、そういったものもありますので、事務局としては時間を頂ければと思います。

村田座長)決め方はいろいろあるわけですが、私が冒頭で提案しました、これまでの確認事項という決め方もあります、今みたいに条文に書き込むというのがあります、条文だったら普通、附則に書き込むということだと思います。もうひとつ私から提案します、附則の中に「2年後改めて設置期間等の問題について改めて検討する」ということで、文章はちょっと練りますが、そのような規定を附則に書き込むということではいかがでしょうか。

そういうことで附則の調整をしますが、規定ぶりについては市ともご相談をさせていただきますので、文章については附則の中で書き込むということで対応させていただきます。そのほかご質問は何かありますか。

松村委員)時間がかかり経過していますので恐縮ですが、私は地元住民代表の松村と申しますが、ダムの近くの荒瀬に住んでいます。ですからダムだとか球磨川についての思い出、体験は数多くあってダムと水には関心を持っているつもりです、まずそういうことを申し上げておきたいと思えます。で、先ほど、副知事のご説明の中に現時点での最大の問題課題は、約30億の資金不足であるという説明がございました。私は今後ともダムの撤去作業を進めるにあたっては資金問題が大きな問題であると思っております。

資料の5の裏ページに社会資本総合交付金の活用等について3項目目に1100万円の内示ということがありました、さっきの副知事の説明でもかなり要求をしたのだが、これくらいだったという意味合いの話だったと思います。この要求金額そのものについてはだいたい漏れ聞いてはおりますが、正式にはどれくらい要求されて国は何でこの全国的な大問題について1100万円くらいしか認めなかったのか、国の説明はどういうことだったのかお聞かせ願えればと思います。一部には、資金がネックになって計画通りにダム撤去が進むのかなという意見がないではありません。ですから地域住民にもご説明をしていただければと思います。

村田座長)まず事務局から説明してもらいます。

事務局)社会資本総合交付金についてお尋ねがございましたので、ご説明させていただきます。委員からのお尋ねにつきましてはどのような形で要望し、どのような形で平成22年度については902万円の活用となったのかということでございます。ご承知のとおり本年の1月14日に、蒲島知事が前原国土交通大臣と会われた際に、「撤去については社会資本総合交付金を活用したらどうか」というご提案がございました、この交付金制度につきましては22年度の新たな交付金事業ということでスタートしておりまして、本年の4月当初に交付金についての計画書の提出を求められております。その際にこの窓口につきましては県で申請するということとなりますので、熊本県土木部と企業局で計画書を作成して九州地方整備局に計画書を提出したわけですが、その際には撤去にかかる資金全体のなかから、全体でいきますと92億、残事業としましては71.2億ございましたけれども、そのうちの本体撤去工事分約30億を除いた残りの金額を、交付金の制度要綱に応じた形での計画書の提出をさせていただきました。ただ、何分交付金が今年度スタートしたということ、それから、要綱等についてはダム撤去についての費用を対象とするという内容ではなかったため、九州地方整備局と私どもが提出しました計画書について十分なやり取りが出来ませんでしたので、最終的には4月の下旬の採択の際には、河川の部分の特に百済木川と環境モリ列を対象にした河川事業について交付金の対象として1100万円の内示がありました。これは他

の河川事業も1本入っておりますので、この中から事業費としまして902万円が対象となったという経緯でございます。ただし、国の方から、荒瀬ダムの撤去については国と県で協議をするという提案がなされましたので、この提案に基づいて熊本県としましては23年度以降その他の事業についても採択をいただけるように協議を進めていくということで、もうすでに6月の中旬に第1回の会議がスタートしているところであります。

村田座長)さっき私の挨拶の中で、ごくわずかという言葉を使ったのですが、私たちの気持ちからすると本当にごくわずかしかきていません。結果的には、新規の枠そのものに対する国土交通省の考え方、また交付金制度中身そのものが進行形といいますか、まだ、決まってないところがあって、22年度第1年度は結果的に流れてしまったということです。基本的には撤去本体の費用はその交付金には入っていないので、この本体の費用も出来たら欲しいという要求を行おうと考えています。しかしこれはとても難しい。しかしそのほかの本体以外の、護岸補修、道路嵩上げ、モニタリング等々のお金を交付金の中から措置して欲しいと、その道を何とか開こうと、場合によっては制度も触りたいと思っております。思いとしては今総理大臣になられた方もここに来て言われた、民主党政権になってその期待感はとてもあります。ところが実際政権が交代してみるとそうはいかずに、ここをやると全国どこでもやらなければならないので、とんでもないという話となり、グーッと急ブレーキがかかっている。しかしそれでは進みませんので、何とか頑張ろうという思いで国との協議に臨んでいる状況です。もうしばらくわれわれにお時間をいただきたいところです。それでは3番目の本題でございます。撤去に伴う地域の課題ということで、その取り組み状況の説明をまず事務局からお願いします。

事務局)

平成18年に八代市で地元の意見をとりまとめられました、「荒瀬ダム撤去に関する諸対策について」というものを会議資料の6として付けさせていただいております。この項目を参考に、会議資料7「地域課題に対する取組み状況」を説明させていただきます。

まず、第一に利水問題についてですが、先ほども説明させていただきました。

責任放流につきましては、電源開発(株)が、荒瀬ダムが担っていた下流域への責任放流を引き継ぎ、24時間、瀬戸石ダムの発電やゲートの放流で対応されるということを聞いているところでございます。また、流量につきましては、下流利水者の現行水利権をベースに責任放流を行う方向で、来月の球磨川下流域渇水調整連絡会の中で協議される予定と聞いております。

渇水時の対応についてでございます。電源開発(株)が、6月22日に、球磨川下流渇水調整連絡会に参加されたことによりまして、関係機関との協議の場が確保された状況となっております。

次のページ(2P)をお願いします。

環境問題の、環境調査についてでございます。委員会等での検討状況でございますが、荒瀬ダム対策検討委員会で、ダム撤去の影響が遙拝堰下流に及ばない撤去となるようにということで検討を行っております。また、現在、撤去技術研究委員会で、環境の専門家の方々に参加いただいておりますので、そこで再検証等を行っているところでございます。

次に、各機関の調査結果についてでございます。国や県の各部局が行っております球磨川上流から下流及び八代海における水質調査結果を活用したいと考えているところでございます。

次に中段あたりでございます。河川汚濁物質の削減につきまして、まずは、工法です。撤去にあたっては、環境に十分配慮した工法等を検討しているところでございます。

住民意識の向上につきましては、県では、きれいな川や海を健全な姿で次世代に継承していくために「みんなの川と海づくり県民運動」に取り組んでおります。資料に記載しておりますような啓発事業や保全活動を進めているところでございます。

今後も引き続き、地域住民の積極的な参加、活用をお願いし、県としても啓発事業、保全活動を進めていく予定でございます。

次に干潟の保全対策につきましては、「特別措置法」に基づき、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進しているところでございます。

次のページ(3P)をお願いします。

撤去工事中の環境・安全対策についてでございますが、工事の施工にあたっては、説明会の開催等、周知や調整に努めて参りたいと考えているところでございます。

また、撤去したコンクリートにつきましては中間処理し再資源化する予定でございます。また、濁水対策についても必要な対策を実施する予定でございます。

テトラポットについては、設置された経緯や目的によって判断する必要がございますが、引き続き護岸を保護するなど、設置の必要がある箇所の撤去については、難しいと考えているところでございます。

次に中段をお願いします。魚族の育成についてでございます。

環境保全としまして、荒瀬ダム対策検討委員会で、ダム撤去が下流の環境、魚族の育成等に影響を及ぼさないよう検討を行っており、現在、撤去技術研究委員会で再検証を行っているところでございます。

工事中の環境保全についてでございますが、適宜、漁協等と協議をさせていただき、適切な工事期間や工法等を検討するとともに、撤去工事に伴いますモニタリング調査を行う予定であります。

また、現在、県の水産研究センターでは、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施しているところでございます。

次のページ(4P)をお願いします。

堆砂・泥土除去につきまして、ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証の項目でございますが、堆砂・泥土除去の撤去方法については、確認されている泥土はすべて除去するなど、下流域に悪影響を及ぼさないような撤去方法を検討し、現在、撤去技術研究委員会において、再検証を行っているところでございます。

工事時の対応については、ダム撤去にあたっては必要なモニタリングを行い、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定であります。

遙拝堰につきましては、遙拝堰の構造等を踏まえて、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、撤去技術研究委員会で再検証をしていただいているところでございます。

次に、中段のダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置の項目でございます。

覆砂事業につきましては、平成19年度から、除去した堆砂を活用し、八代海の球磨川河口域で覆砂事業を実施しております。

地元協議につきましては、泥土除去を始め工事等の実施にあたっては、事前に市や漁協等、関係機関との協議を行う予定であります。

工法等につきましては、ダム撤去時には、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定であります。

放水路付近の土砂につきましては、現地を精査しまして、河川管理者と協議のうえ、対応を検討させていただきたいと思っております。

次のページ(5P)をお願いします。

水位低下に伴う諸問題の項目でございますが、まず、擁壁改修につきましては、擁壁基礎部の洗掘や亀裂等について調査し、平成15年度から、82箇所、約2,500mの補修を実施してきたところでございます。

今後、ダムの水位低下に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者、河川管理者と現地調査を行いまして、工法等についても十分な協議・調整し、対策を講じていく予定であります。

川岸へのアクセス路等の整備につきましては、河川断面を狭めることになるなど、治水面等の問題もあります。そのようなところについては、慎重に検討する必要があると考えております。

県道の付け替えですが、川側への付け替えは、洪水時の安全性ですとか、治水面の問題もあることから、慎重に検討して参りたいと考えているところでございます。

次のページ(6P)をお願いします。

水位低下対策についてでございます。地盤沈下等の調査等についてでございますが、状況に応じた測量等を行い、現地状況の把握につとめる予定であります。なお、現在報告があっている箇所については、地盤等の調査を実施しており、今後、更に追跡調査を予定しているところでございます。

井戸涸れについては、先ほど説明させていただきましたとおり、これまで一時的・応急的措置として給水を実施しております。事業主体の問題はありますけれども、生活に密着する課題でありますので、協議会に先んじて、井戸の状況を調査するなど、八代市や地元と協議しているところでございます。早期な対応を検討したいと思っております。

消防水利でございます。八代市におきまして対応を検討されておられます。県は助言等行っているところでございます。川岸までの進入道路については、先ほどの河川断面等の問題もありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

次のページ(7P)をお願いします。代替橋についてですが、新たな橋の建設につきましては、県として対応することは非常に難しい状況でございます。地域内の交通問題として、市と協議したいと考えております。

次のページ(8P)をお願いします。

村田座長)では事務局。

事務局)今、委員から利水問題について、総合的な検討体制を整備する必要があるのではないかという御意見でございます。私たちも八代市と農林水産部と協議させていただきたいと思いません。よろしいですか。

坂田委員)河川管理者であります国も入ってくればなおいと思えます。

事務局)遙拝堰上流部の土砂の堆積についてでございますけども、これにつきましては、ダム撤去に伴う下流への影響という観点から、研究委員会の方でも検討していただいているところでございます。現在のところ、検討結果をみますと、異常な堆積等は生じないだろうという予想を立てているところでございます。もしそういう堆積が見られた場合には、基本的には河川管理者、それから土地改良区等々と、協議などで対応を考えていきたいと思えます。

村田座長)事務局とのやりとりの中で完璧な答えが出ない場面があろうかと思えます。今日は第1回目ということであって、できたら課題を抽出するというか、浮き上がらせることに主眼を置きたいと思えます。できるだけたくさんの方にご発言をいただこうと思えますので、是非、次のご発言をお願いしたいと思えます。

元村委員)地元委員の元村でございます。このダム撤去を地元から提案して、知事が了解した頃に少しさかのぼります。というのは、前の知事が撤去を決断されたときに、その大きな意味を4つほど申し上げられました。その中に、地元坂本村の意見、要望等を考慮すると、重く受け止めると、そういうのがございました。その「重く受け止める」というのはどういうことかということ、まず地元民が坂本村議会に対して請願したことの中に、一つは工事による被害とか、水質汚濁とか、河床の土砂、汚泥の堆積とか、まあいろんなそういう実質的に生活環境に生じてくる被害の解消が大きな一つです。それからもう一つはですね、一番大きな私どもの要望なのですが、往年の清流球磨川を再生してそのことを基軸とした坂本村活性化を図っていただきたいということです。一番大きな課題です。これについて、八代市の検討会議でも話をいたしまして、先ほど説明していただいたのでは、3ページ目に「魚族の育成について」というところに折り込まれてございます。で、まさしくその通りですが、私どもがここで強く要望したいのは、魚族が自然遡上して、そして今度は来年のために、今後は自然流下していくと、そういう魚の動く道と言いますか、魚族が動く道と言いか、そういうことを、真剣に考えて取り上げていただきたいなということです。要するに魚道の設置ですよ、そんなことです。「魚族の育成について」ということで1, 2, 3書いてありますけれども、本当に球磨川を昔の球磨川に戻すような、そういう施策ということも一つ決定して、研究機関を設けていただいたり、あるいはその道の権威者に相談するなりして、明日への、あるいは昔我々が体験した豊かな球磨川を再現すると、そっちに向けた課題を大きく捉えてほしいというふうに思えます。

村田座長)では宮川委員、引き続きお願いします。

宮川委員)私、地元の宮川と申します。井戸涸れ問題について、意見とお願いがございます。資料5の「荒瀬ダム撤去の取組み状況について」の中に「井戸涸れ関係」というところがありますが、これは荒瀬ダムを抜水しましてから、まあ在来の河川だったわけですよ、井戸内の水位が下がって、悪い用水が出ました。この問題につきましては以前から要望を出しておりました。今回、過日17日と24日に企業局の方から状況の調査に来られまして、その中で24日の日に井戸内の用水の状況をポンプアップして見ていただいたわけですが、私たちが思ったよりも、いい効果的な水が出てきました。これに対して企業局の方は、八代市と協議されて、順調な方向に行くような記載をされていますが、どうかそのあたりは私たちも期待しておりますので、恒久的な施策を、私たちが安心するよう方向に解決してもらいたいと思います。まあそういうことですね。一点、もう一つありますけれども、以前ダムの存続、撤去に関わらず市道を嵩上げするというふうに聞いておりましたけれども、その当時はすぐにでも図面を作って地元との交渉をして進めるようなことを聞いておりましたけれども、その後、ちょっと情報が途切れて、どういうふうになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

村田座長)今のお二人の委員のご意見に対して、基本的には簡単なコメントをちょっとお願いします。

事務局)まず井戸涸れの問題につきましては、宮川委員にもご協力をいただきながら現地調査をしております。先日の現地調査、専門業者等の技術的な意見なども参考にしながら、現状に応じた井戸掘削の方法について、今大至急検討しているところでございます。できれば7月中の早期に地元にはご提案をしたいと思っております。現在、また八代市さんと協議を進めており、早急に対応したいと考えております。

2点目の道路嵩上げにつきましては、先ほど社会資本整備総合交付金のお話をしております。道路、市道の嵩上げについては、現在、交付金の対象となるように、できればということで国との検討会議の中で協議をして財源等が確保できるように努力をしていくところでございますので、現時点でどのような対応が、いつ頃対応ができるかという話がちょっとできないのですが、こちらの状況に応じてまたご説明の機会を持っていきたいと思っております。

元村委員)私の要望については。

事務局)魚道につきましては、荒瀬ダムにつきましては国土交通省の方が、魚道を設けて、作っていただいております。ゲートを開放いたしまして、その魚道が現在のところ使えない状況になっております。今の状況をお話しいたしますと、本体の撤去の中で、一番右岸側の方から早めに、まず魚道となる部分も必要なものということで、右岸側から最初に取り組みもうと考えているところでございます。新たな魚道というのが、いろいろ私たちも考えてはみたのですが、なかなか現在の状況では難しいというような状況でございます。

元村委員)荒瀬ダムの魚道を言っているのではなくて、私が言っているのは、私どもの一番大きな目的である球磨川の復元です。球磨川の水産振興です。ですから「魚道」と私が申しますのは、

要するに川から海につながる魚道のことを言っているのであって、産卵した、例えばアユ、仔アユは海に一旦帰って、そして海で成長して、今度はまた遡上してくると、そういう昔の生態系と、そういうことに何とか取り組む道はないものかということです。それを一つ、ダム撤去後の自然回復の施策として取り上げて欲しいと言っているのです。だから荒瀬ダムの魚道、これはもう水の中にないので、論外です。

要するに大きな意味での水産資源が、遡上したりあるいは流下したり、そういう意味での魚道というものを一つ取り組めるような、そういうことを大きな視点で考えてほしいということで、これへの取り組みを決意して欲しいと、そういう意見を申し上げているのです。

事務局)元村委員のおっしゃられた意見を踏まえまして、一部水研センターあたりでも取り組んでおりますけれども、もう一度検討してみたいと思っております。

村田座長)今日の時点のお話として、元村委員の御指摘ということでおさえさせていただきますので。その他、何かご発言は。

大瀬委員)球磨川漁協でございます。ただ今元村委員のおっしゃいましたまさにその通りです。私達もダム撤去後の対策につきましては企業局さんと一緒になって、今、元村委員のおっしゃいました昔の球磨川の再生。これが一番だから、魚族の確保には十分注意して工事を進めて下さい。ダムを、ゲート開放して頂きましたら、四つくらい瀬が出来ました。上流の方に。あそこには必ずアユが産卵すると思います。それが流下してまた来年遡上してくると思います。そういうことを繰り返すことにおいて、昔の球磨川が再生出来るのではないか。それを十分、ダム撤去後も取り組んで頂きたいというのが切なる要望でございます。以上です。

村田座長)基本的な部分でダムを撤去し、その目的といいますか、流れがあるということで実は私もこの1, 2年この問題に取り組んできて、自然を相手にする難しさというものを実際、正直骨身に染みておりまして、しかしそれに挑戦するということですから、また色々この中で、またこの後の進め方の中でご相談しますけれども、いろんな場で一緒に議論をさせて頂くということになるかと思っております。その他、いかがでしょうか。

森下委員)私は葉木地区に住んでおります森下でございます。球磨川右岸の県道の法面。これはコンクリートで打ち固めてありまして、滑って危ない、危険でどうにもならない状況です。草が生えておりまして、水が貯まっていた時には滑っても川の水で受けてケガもしなくていいということで、除草作業をやっておりました。ところが今は水がなくなりましたものですから、滑って行って昔の県道の所まで転んでしまうというような非常に危険な状況になっております。こういう所の安全対策を是非早めに取り組んで頂きたいというのが要望です。以上です。

村田座長)今の御指摘はおさえてありますか。

事務局)今の件につきまして現場の方を再度、きちんと確認した上で対応を検討していきたいと思っております。

村田座長)また森下委員と調整をさせて頂くようにしたいと思います。

元村委員)地元の率直な話ですが、先ほどからお金の話がでておりますけど、一つは県道嵩上げというのが入っています。県道嵩上げをやりますという話が7億2千万円。それからもう一つが水位低下装置として、ダム撤去工事に際してクレストに穴を掘るという話が出ています。双方併せるとおそらく10億を超えるお金になるのではなかろうかというふうな気がします。地元の率直な意見というのは、本当に県道の嵩上げが要るのですかと。

護岸の強度とか、護岸を河川管理者がこういう方向で補強していくんだという方向であれば必要であるかもしれませんが、単なる嵩上げということであればこれは一つそういう思いをしております。

それからもう一つは水位低下装置ですけれども、これは安全に撤去工事を推進するために必要という位置付けなのですが、私の今日のこの場での発言は、それは必要ないのではないのかという意味ではなくて、それはこういう理由で必要なのだということを知りて帰りたい。県道嵩上げは必要なんだと。7億2千万かけても必要なんだと。だからやるんだと。水位低下装置はこういう意味で必要なんだと。技術的に必要なんだと。だからやるんだと。金がかかってもやるんだと。これを今日聞いて帰りたい。

村田座長)では今の二点を事務局からいいですか。

事務局)道路の嵩上げからご回答したいと思います。ダムを撤去しましても現在、下鎌瀬から三坂、それから中津道。この辺りの地点というのは荒瀬ダムの設計洪水量6,550m³/sがきた場合には道路が冠水してしまいます。それにはダムの影響、それからダムの中に堆砂している影響等もございまして、ダムを撤去したからすぐ水位が下がってしまうということにはなりません。

そういうことから企業局としては堆砂の除去と道路の嵩上げ、両面から避難路の確保に努めたいという観点で、ダムを撤去した場合も、撤去しない場合も道路の嵩上げをやっているという計画を立てているところでございます。

それから水位低下用の放流設備でございますけれども、これにつきましてはダムを撤去する前にどうしても上流部に、今、クレストがあるということで上流部に湛水区域が残っています。この水をどちらかに流しながら工事の邪魔にならない状態を造った上でやっていかないと工事が出来ません。それから上流の護岸、それから堆砂の状況等を見たときに、水位低下用放流設備をつけることによって、上流からの急激な流れ出しを抑えながら、徐々に水を下げていくということが可能になります。それと併せて水中にある護岸等の状況も確認が出来ますし、水を下げてしまうことによって堆砂の除去も陸上掘削がしやすくなるということで、色々な利点があるということから平成15年の検討委員会の時、工事を進めるにあたっては、そういう穴を設けるのがいいだろうということで検討が進められたところでございます。

村田座長)金の問題、私は、しなくていいことはやりたくないというのが正直な気持ちです。何億というお金もかけたくはないし、ただ今の水位低下の穴の問題でも相当な専門家の方々の検討の中で出てきて、6年かけてやるということですから、私も素人で見ているおっと思えるような所が無い

わけではありません。しかしながら、今の二点についても、特に元村委員がある意味で御納得頂けるような説明をもう少し申し上げなければならぬと思うので、その辺はまた詳細な資料を基に色々お話を申し上げて、疑問が解決するような、そうかというような所まで意識レベルを合わせて頂くようなことをやりたいと思います。

永原委員)八代市の永原でございます。今の地域課題の取り組み状況という形で、これが18年12月に要望致しました項目について初めて県の考え方なり、取り組みの状況なりお示しを頂きました。これは確認なのですが、今後これをどういった形で協議会の中でオーソライズしていくのか、確認していくのかということです。今後、市としてもお示し頂いたことを精査し、市民の皆さんの御意見を聞きながら、この協議会の中で発言、意見を申し上げていきたいと思いますが、今後これを一つ一つ、例えば今後の進め方の中で部会を設けて検討するような形を書いてございますけれども、今日お示し頂いたものを一つ一つ、それぞれの関係部会で協議して、またこの協議会の中に出してオーソライズするのかなど。その辺を確認させて頂きたい。

村田座長)ちょっと待って下さい。今後のやり方はこの後お話しします。何もない状態でこの場で項目をあげるのも全くわかりませんが、八代市さんからの要望を基に一応ベースを作りました。ひよっとしたらこれにあがっていないものもあるかもしれない。そういうものがあれば出して頂こうと。その中で出てきた事柄を次の段階でどうするかということを事務局から御説明申し上げようと思っておりますので、ちょっとお待ち頂いてよろしいですか。その他に是非、こういうことをと。菘田委員、お願いします。

菘田委員)私は藤本発電所があります所の地元委員として参加をしております菘田と申します。実は藤本発電所の件につきましては、一連の会議等ではあまり注目を集めていないようです。地元としては、藤本発電所をどうされるのかというのが一番心配です。これについて、今後どういう方向に持っていけるか確認をしたい。後日、私ども独自にお願いをすることもあるかもしれないということでございます。

村田座長)これについてのコメントを事務局から。

事務局)藤本発電所につきましてはですね、今のところでございますが、プロジェクトチームの中では、一応解体をして、そして埋め戻すという取り扱いになっております。例えば、荒尾市あたりで万田坑とか産業遺産とかそういった取り組みをやっているところもございます。球磨川の水系の下流の方には、深水の発電所もありますので、今後こういったものが考えられるのか、というようなところについてはですね、議論をさせてもらえればと思っておりますが、今のところ、現段階としましては撤去と、撤去資金の中に計上しているという状況でございます。

村田座長)またそこらあたりは、地元の観点もまたあろうかと思っておりますので、出していただく中で、いろいろ検討することになると思います。いろいろな御意見が実は出ております。産業遺産として残して活用したらどうかとか、それもまた隘路(あいろ)がいろいろあるのですが。そのあたりをまた掘り下げる必要があると思います。単に壊して金を使えばいいかという話もありますので、また

場を改めることにしたいと思います。他はいかがでしょうか。

坂田委員) よろしいですか。先ほどの元村委員の県道の関連ですが、お答えはどちらかという上流部のことについてのことだったと思いますが、むしろこの下流部。この支所のすぐ上、藤本の水の出るところや油谷川の接続部分です。今感じているのは遙拝堰を管理しておりまして、ゲートが全面オープンになりまして、水の流れが速くなった。また、水の引くのも早くなった。これは現実的な問題として出てきております。いわゆる途中での調整が効かないわけにありますから、特に6千トン超えた場合は、すぐに来るんです。そのときにはここはもう、孤立状態です。ここは県としても、きちんと対応していただく方が地域の方々の住民の利便性の上からも必要なことと思っておりますので、ダム上流部のみならずダム下流部においても、県道の改修・嵩上げを十分に御協議いただきたいと思います。

村田座長) 先ほどの嵩上げ、あるいは法面等々を含めてですね、下流部も併せてということですので、一応事柄として一回目の会議として押さえておきたいと思えます。他にはいかがでしょうか。

元村委員) テトラポットの話ですけど。私ども小さな村の中にテトラポットの集団が2つ入れてあります。もともと護岸だと思えます。これはこれで何もどかせとか言えないのですが、現実には生活の中ではですね、従来私どもが通路としておった道路から河岸まで、もともとその頃は道路も低かったし、簡単に川まで行けた。それから、それぞれ川に降りていく進入路といいますかね、その道が2世帯に一本くらいの道が川につながっていた。それが今、テトラポットでずっと塞がってしまっていて、私たちのところの集落にしますと、もう2箇所しかない、球磨川に降りていく場所はですね。

そういう進入路を造っていただきたいのと、それからもう一つ、そんな小さなことかと言われるかもしれないですけど、小さな川船を持っている者が数名いるのです。この川船の管理がどうしたものかなと思っている。昔は満水されたダム湖の中で管理していましたから。洪水がきても船の避難なんか簡単に来た。今はですね、難しいです。先ほど坂田委員がおっしゃったように、出水のときには、びっくりするくらいに早かったです、増水が。あのときに船を持っている者が、船を回避しようとする、今はテトラポットを避けて船の場所まで行かないといけないものだから、怖いと思っている部分があります。球磨川が豊かな川になってくると、多分船を持つ人が増えてくると思います。例えば、今向こうに見えているような合志野の地区のですね、あそこも要するに河岸から堤防があって、そして、船を引き上げている、進入路ですよ。ああいうのが一番望ましいのですが。実はそういう悩みがあるということをお一つ知っておいていただいて、そして、テトラポットの処置について、さてどうするかということ、今後の話題の中に入れてほしいという要望を今日は申し上げておきたいと思っております。

村田座長) わかりました。何かコメントはありますか。テトラポットに関しては。

事務局 事務局) テトラポットにつきましては、ダム設置以前、それからダム設置がされた後の昭和50年頃に、それぞれ道路工事、護岸工事、それから災害復旧工事といったかたちで設置をされていると確認をしているところでございます。ただ、テトラポットが河川の管理上、道路の管理

上、必要なものであるということであれば、簡単にそれを撤去ということにはならないこともございますので、撤去しても護岸等への影響がないかどうかといったことを確認する必要があります。この必要性につきましてはダム管理者の方で設置をしておりませんので、その設置をした施設の管理者、道路管理者だろうと思いますが、そちらとも協議をして対応する必要があると考えております。

村田座長)これは一応、御提案ということで、今日押さえさせていただきますので、また、少し広く情報を私どもの方でも集めてみますから。確かにテトラポットというのは護岸のために置いてあるわけでしょうから、当然歩きにくいと。また船の管理の問題とか、新たな問題として押さえをさせていただきたいと思っております。

元村委員)もう一つ話題として申し上げておきたいのですが。宅防事業というか、宅地水防災対策事業といいますか、それで球磨川の下流の方からずっと、河川管理者の仕事で宅防事業をやっておられます。それから芦北の方の中流域でもかなり整備されております。私どものところも計画の中に入れていただいたことがある。しかも私ども中津道地域はですね、国土交通省が考えても危険だというランク付けからすると、危ない方の上位に位置づけられるということで、本当は中津道の方は早く着工しないといけないのだけれど、やはり下流の方からやっていくという一つの流れがあるので、下流からやっておりますという話でございました。その宅地水防災対策事業は、もう一回ですね、これは国の仕事ですからこの場での話題ではないかもしれませんが、そういった過去の経緯もございます。それで、八代河川国道事務所に前におられた所長ですか、その方からも非常に明かりの見える話をいただいたことがあります。今ちょっと下流から順番だということで、国の事業と併せて、護岸ということ、あるいは道路整備ということを考えていただければ、テトラポットの話も片づかない話ではないなというふうに思いますので、そういった話題も含めて、今後の課題としてとらえていただいて、そして一つお願いしたいという希望でございます。

村田座長)はい。時間をちょっと経過しますが、顧問の先生方から何か御発言ございますれば、承りますけれども。

亀田顧問)失礼します、亀田と申します。今日は地域課題ということで、非常に幅が広い問題で。利水問題から船の話まで、幅の広い話で難しかったかと思いますが、代表的な話は行政の方で対応していただいて然るべきだと思うわけですが、地元の話についてはまだまだいろいろな課題があるかと思っております。それについては市と協力していただいて、現地の実態調査というのを綿密にやっていただけたら、よりよい対応ができるんじゃないかなということをおっしゃった次第でありました。以上です。

村田座長)他によろしいですか。御発言があれば。

上村顧問)座長が先ほど、今後の進め方というのを後で提案しますというふうなことをおっしゃったわけですが、私ども当時ですね、八代市でまとめたときの委員として、今度この提示をさせていただいております6項目にわたって、一応県にお答えを求めていたわけですが、ところが、2年以上

は農林水産部のご意見もお伺いして決めたいと思います。その結果については、次回の協議会の場でご報告したいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。〈一同異議なし〉

次に、井戸涸れの部分でございますけど、生活に密着している部分でありますので、早急に解決を図る必要があると考えておりますので、これは部会の方も作って協議の方をしていきたいというふうに考えております。それから、消防水利についてでございます。水位が下がったことによりまして、水利の部分が対応できないというようなところが出てきておりますので、このところについても部会を設置して、個別の地域ごとに検討する必要があるのではないかなと考えております。それから、道路の嵩上げですとか、必要性ですとか、そういった部分につきまして、上流の部分も下流の部分もというような話がございました。地域内の交通問題についても、部会で検討していく必要があるのではないかなと考えております。それから、鮎の話、覆砂事業の話とかもありまして、魚類の振興といえますか、そちらの方も水産部局や、市のほうと一緒に検討してみたいと思っております。そのほかに、発電所跡地など施設の活用がございます。この部分についても、関係課と一緒に地元の方々のご意見も伺いに参ろうかと思っております。一応、そういうことで、井戸涸れ、それから消防水利、地域内の交通、それから魚類の振興、それから発電所跡地等施設の利活用ということで部会は考えたいと思っております。

メンバーですけど、一応、私たちと八代市で協議をいたしまして、担当部局を課題毎に選出したいと思っております。また、地元住民の代表の方々につきましても、ご助言をいただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

村田座長)いいですか。今提案があったのはいわゆる、今日、先ほど顧問の先生の方からもご指摘のありました、非常に幅の広い話がございます。個別検討部会ということで、それに関係される方、関係する行政側のセクションで少し選んで、個別検討事項を掘り下げていきたいということであったらと思います。その中で現地の確認とか、地元の方々との意見交換も含めましてですね、検討を部会として進めるということで今説明があったと思っておりますけれども、一応そのような方向で進めさせて頂いてよろしいでしょうか。〈一同異議なし〉

ありがとうございます。それでは、基本的にはですね、大きな全体としての問題は、またこの協議会でやりますが、一応、当面ですね、部会を先行させて、この夏にかけて部会をずっとやりたいと思っておりますので、秋頃、第2回目の協議会という形で、頭に置いておこうと思っております。その部会の進捗あたりをまた秋頃の協議会で報告して頂いて、次のステップをまた考えるということでいきたいと思っておりますが、大筋はそういう方向でよろしいでしょうか。〈一同異議なし〉

はい。それで、今、新たにいろいろご提案、課題のご提案もございましたので、そこらあたりの課題の整理も含めまして、そこは先ほどの18年度の要望の関係もございますので、まずは、今日の新たな課題等々については、まずは八代市のほうで整理をいただいたうえで、また県とも協議しながら、それを部会まで持っていか、あるいは全体の場でいかあたりも含めて、模索をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

大筋そんな形で次の協議会につなぐということで、今日は第1回目ということで、それぞれ思いのところを言って頂いて、課題の認識と、解決策までは十分に回答がなかなかなかったかもしれないけれども、次の部会で少し話を詰めて、さらに秋頃の協議会でいくということを最終的には大筋この会で合意したということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。〈一同異議なし〉

それでは最後に、八代市長さんの方から一つ、まとめも含めましてお願いしたいと思います。

八代市長)今日は大変な雨の中に皆さん方ご出席いただきましてありがとうございました。ダムゲートが開いてから、あっという間に3ヶ月が過ぎました。地域の皆さん方からは、この地域対策協議会に対する期待が大変熱くございまして、早くしろという指示もいただいております、今日が第1回ということで、また新たな問題もご提言もたくさん頂きました。私たちは市でやること、また県でやるべきこと、また一緒になってやるべきことを分けしながら、この問題に進んでいきたいと思っております。一回壊した自然はなかなか元に戻すには大変なエネルギーとお金がかかるということを改めて認識をしております。県と一緒に私たちもこの問題に頑張ります。今日は副知事をはじめ、県議会議員の皆様方にも貴重な時間を作って頂きまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。本当に今日はご苦労様でございました。

村田座長)ありがとうございました。それでは一応次のステップは秋を目指して部会での作業に入らせていただきますので、何卒皆様方のご協力をお願いいたしまして、今日の会議を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。